

## 相談機関(主な取り扱い内容)

◎川口市保健所		
・地域保健センター	(電話) 048-256-2022 (FAX) 048-256-2023	小児慢性特定疾病医療費給付制度 未熟児養育医療給付制度 乳幼児の健康診査、予防接種
分室・各保健ステーション(担当地域)	幼児相談、育児相談、健康相談	
・地域保健センター(横曽根地区)	(電話)048-256-2022 (FAX)048-256-2023	
・地域保健センター鳩ヶ谷分室(鳩ヶ谷地区)	(電話)048-284-2325 (FAX)048-284-0052	
・中央保健ステーション(中央地区)	(電話)048-271-9286 (FAX)048-252-7776	
・青木保健ステーション(青木地区)	(電話・FAX)048-256-9711	
・南平保健ステーション(南平地区)	(電話・FAX)048-225-2724	
・戸塚保健ステーション(戸塚地区)	(電話・FAX)048-298-0271	
・芝・神根保健ステーション(芝・神根地区)	(電話・FAX)048-297-8300	
・新郷保健ステーション(新郷・安行地区)	(電話・FAX)048-280-1725	
・疾病対策課	(電話・代表)048-266-5557 (FAX)048-423-8852	難病の相談、医療給付の受付

◎子ども発達相談センター「るるる」	(電話) 048-259-9048 (FAX) 048-257-1520	来所・訪問による相談 親子教室、関係機関訪問
-------------------	---	---------------------------

◎子育て支援課 (電話・代表)048-258-1110 (FAX)048-255-3188	
・手当係 (電話・直通)048-258-1113	児童手当、子ども医療費支給制度
・支援係 (電話・直通)048-258-1114	児童扶養手当

◎障害福祉課 (電話・代表)048-258-1110 (FAX)048-259-7943	
・手帳係 (電話・直通)048-259-7678	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、障害者手帳
・給付係 (電話・直通)048-271-9443	自立支援医療(育成医療)
・支援係 (電話・直通)048-259-7926	福祉サービスの利用、来所・訪問による相談

◎障害者相談支援センター(設置地域)	地域で生活する障害・難病のある方やご家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。
・わかゆり(新郷地区)	(電話)048-284-7122 (FAX)048-287-3744
・きらり(鳩ヶ谷地区)	(電話)048-287-1210 (FAX)048-287-5020
・グリーンハウス(安行地区)	(電話)048-286-4112 (FAX)048-287-3316
・みぬま(神根地区)	(電話)048-290-7371 (FAX)048-294-4458
・社協(青木地区)	(電話・FAX)048-259-0230
・いまむら(中央地区)	(電話)048-299-5063 (FAX)048-258-1752
・めだか(戸塚地区)	(電話)048-229-7835 (FAX)048-229-7837
・ひふみ(南平地区)	(電話)048-227-1236 (FAX)048-227-1237
・ひなぎく(芝地区)	(電話)048-485-1540 (FAX)048-485-1680
・ほっと(横曽根地区)	(電話)048-290-8773 (FAX)048-290-8774

川口市子育て応援サイト「ママフレ」

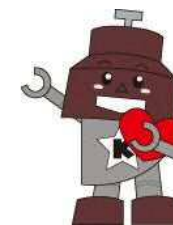
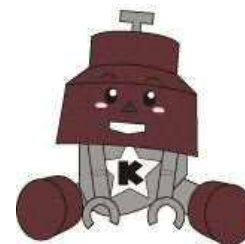
行政サービスの情報をすばやく検索することができます。

ママフレ QR コード ⇒



# 医療的ケアが必要な お子さんのために

## 相談機関のご案内



マスコット「きゅぼらん」

川口市医療的ケア児連絡協議会

令和3年4月作成



育児相談は、どこにしたらいいのだろう

①面接や訪問による相談

保健師または助産師が面接や訪問で赤ちゃんの計測やお子さんご家族の健康、育児相談を行っています（電話での相談も可能です）。

②乳幼児健康診査

3・4か月児、1歳6か月児は個別健診、3歳児は集団健診で実施します。

③予防接種

長期療養により定期予防接種が受けられなかった場合、特別措置の対象となる場合があります。

④幼児相談

育児に関する相談、発育・発達に関する相談、ことばなどについての相談を保健師・心理相談員などがお受けします。※事前のお申し込みが必要です。

⑤発達相談

「ことばが遅い」「落ち着きがない」「かんしゃくが強い」といったお子さんの発達について気になることや、心配なことなど、相談員が相談をお受けします。必要に応じて小児科医、公認心理師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士による専門相談や、関係機関への訪問などをとおして、不安や悩みを一緒に考えます。

<問い合わせ先>

- ①②③④⇒地域保健センター
- ⑤⇒子ども発達相談センターるるる



安心して医療を受けたい。利用できる制度はあるかな？

「子ども医療費支給制度のほかに以下の制度があります」

①未熟児養育医療給付制度

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育が必要な乳児に対し、指定医療機関でかかった医療費の給付を行います。

②小児慢性特定疾病医療費給付制度

国が定める慢性疾病の治療にかかる医療費の一部または全額を支給します。

③自立支援医療（育成医療）

身体に障害がある（または将来障害を残すと認められる疾患がある）お子さんと確実に治療効果が期待できる方を対象に、指定医療機関における医療費の自己負担分を軽減する制度です。

④重度心身障害者医療費助成制度

重度の障害がある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費（保健診療分）を支給する制度です。

<問い合わせ先>

- ①②⇒地域保健センター
- ③④⇒障害福祉課



手当があると聞いたけれど、どこに聞けばいい？

①特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを家庭で養育している方に支給されます。

②障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活において常時介護を要する重度障害のお子さんに支給されます。

③川口市障害者福祉手当

市内に住所を有する在宅の重度障害者のかたに対して手当を支給します。

④児童手当

15歳に達した年の年度末までの児童を養育している方に対し支給されます。

⑤児童扶養手当

ひとり親家庭などの児童のために、支給される手当です。※手当の支給には所得などによる制限があります。

<問い合わせ先>

- ①②③⇒障害福祉課
- ④⑤⇒子育て支援課



障害者手帳とは何だろう？

障害者手帳は3種類あります。



①身体障害者手帳

身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する方が対象です。

②療育手帳

知的な障害があり、埼玉県の機関で判定受け一定の基準に該当する方が対象です。

③精神障害者保健福祉手帳

精神に障害があり、一定の基準に該当すると認められた方が対象です。

いずれの手帳にも等級があります。

手帳の等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

※手帳の種類によって、申請手続きの方法や必要な書類が異なります。詳しくは川口市障害福祉課にご相談ください。

<問い合わせ先>

障害福祉課



福祉用具を購入したい

福祉用具の購入について費用の一部を助成する制度があります。

制度の利用については、障害の内容や手帳の等級、課税状況など一定の条件があります。

<対象になる用具>

①補装具

車いす、補聴器、歩行器など



②日常生活用具

入浴補助用具（シャワーチェアなど）、吸引器、紙おむつ（3歳から）など

③小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

電動式たん吸引器、ネプライザーなど



手帳を取得すると、利用できるサービスを知らりたい。

①介護給付・地域生活支援

居宅介護サービス（入浴介助・食事介助などの支援）、ショートステイ、日中一時支援などのサービスを通して、地域生活の支援を行います。

②児童発達支援事業

通所をして、日常生活における基本的な動作の練習や、集団で過ごす経験をする場所です。未就学児が対象です。

③放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に通い、プログラムを通して、集団で過ごすことやコミュニケーションに慣れていく場です。6～18歳までの就学児が対象です。

そのほかにも、障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスや社会参加の促進、税金の軽減等についての支援があります。

※福祉サービスの利用は障害者手帳を所持していることが原則ですが、お子様の状況によっては、手帳を取得していなくても利用できる支援もあります。

<問い合わせ先>

障害者相談支援センター、障害福祉課

④川口市難聴児補聴器購入助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

※手続きの方法や提出書類が異なります。いずれの内容についても、事前の連絡が必要です。

<問い合わせ先>障害福祉課

